

群馬大学大学院教育学研究科研究生細則

（平成16. 4. 1
制 定）

改正 平成26. 4. 1 平成27. 4. 1

（趣 旨）

第1条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（入学の時期）

第2条 研究生の入学の時期は、月の始めとする。

（入学資格）

第3条 研究生として入学できる者は、修士の学位を有する者又は本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学志願）

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（1）入学願書

（2）研究計画書

（3）履歴書

（4）最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

（5）健康診断書

（6）写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの）

（7）その他必要と認められる書類

2 研究生の出願期間は、別に定める。

（入学許可）

第5条 研究生として入学を志願する者については、選考の上、当該講座に支障がない場合に限って、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

2 入学の許可は所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

（研究期間）

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては学長の許可を得て、1年以内限り研究期間を延長することができる。この場合は、所定の研究期間延長願を期間満了1月前までに提出しなければならない。

（研究証明書）

第7条 研究生が、研究事項について証明を願い出たときは、研究科長は研究証明書を交付することができる。

（退 学）

第8条 研究生が研究期間満了前に退学しようとするときは、所定の退学願を研究科長を

経て学長に提出し，許可を得なければならない。

2 研究生として不相当と認められたときは，教授会の議を経て，学長が退学させることがある。

（雑 則）

第9条 研究生については，この細則に定めるもののほか，本研究科の学生に関する規定を準用する。

（細則の改廃）

第10条 この細則の改廃は，教授会の議を経て，研究科長が行う。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成27年4月1日から施行する。